

原子力安全・防災対策の推進について

【提案先】原子力規制委員会、内閣府、環境省、経済産業省、総務省

1. 提案内容

(1) 原子力施設の安全性の確保

- 新たな規制基準の厳格な適用による原子力施設の安全性の確保と審査結果の関係自治体および住民への丁寧な説明

(2) 原子力防災対策の推進

- 関係自治体における地域特性を踏まえた科学的予測結果に基づく自主的な取組への国庫負担
- 緊急時モニタリングや広域避難の実効性の確保に向けた積極的な調整および具体的な対策の推進
- 原子力防災対策に対する原子力事業者の責任分担の制度化
- プルームの影響を考慮したP P Aの導入をはじめ、原子力災害対策指針で今後の検討課題とされている事項の早期決定および必要経費の国庫負担

(3) 関係者間の緊密な連携協力体制の確立

- 関係自治体が原子力事業者と独自に締結している「原子力安全協定」の規定内容（平常時からの情報共有、原子力の規制に関する項目等）の法令による担保
- 国の原子力政策に対する関係自治体からの意見の聴取の法定化
- フランスの地域情報委員会制度を参考にした地域住民の意見の集約と反映を図るための組織の法定化

2. 提案の理由

- 原発に依存しない新しいエネルギー社会づくりを進めていく中で、本県は、万が一の原子力災害発生時には、県民の命と暮らしに大きな影響を受けるおそれがある「被害地元」の立場から、原子力施設の安全性の確保に加え、原子力防災対策や関係者間の連携協力体制の強化など、多重防護体制の確立が必要不可欠。
- 特に、原子力災害は、府県域を越えた影響が予想され、国・関係自治体が一体となった緊急時モニタリング、広域避難などの対策の強化が必要であり、国による積極的な調整と具体的な対策の推進が重要。併せて、原子力事業者においても、原因者として、原子力防災対策に一定の責任を共有・分担することが必要。
- 原子力安全対策に対する住民の不安を軽減するためには、安全対策の透明性を確保していくことが必要。その手法として、現在未整備である、平常時からの情報共有を含めた関係者間の連携協力体制に係る法的枠組みが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 原子力防災対策に係る取組



※放射性物質拡散予測結果より

＜原子力災害対策指針＞
 UPZ：「原子力施設から概ね30km」
 PPA：(検討中)

滋賀県地域防災計画

☆ **滋賀県UPZ(最大43km)**
 防護措置：屋内退避、避難等
 ※拡散予測で、甲状腺被ばく等価線量が100mSv以上となる地域

☆ **PPA対策**
 防護措置：屋内退避、
 安定ヨウ素剤服用等
 ※甲状腺被ばく等価線量が50mSv以上となる地域(県内ほぼ全域)

- 広域避難計画
- 緊急時にケガ計画
- 緊急被ばく医療マニュアル

- 各計画に基づき、福井県等との連携訓練(図上・実動)を実施
- 30km 圏内においては、国の交付金を活用し、防護資機材の整備を推進
- 各計画の実務面を具体化するため、マニュアル等の整備を推進

(2) 関係者間の連携協力体制確立に係る取組

- 「原子力安全協定」を締結・運用
- 県、市町、原子力事業者による協議の場を設置・開催(「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」)
- 専門家を交え、関係者間の連携協力体制のあり方を検討



原子力防災に関する住民意向調査
 ※本県 UPZ 圏内 3,000 人対象
 (有効回答 1,937 通 回収率 64.6%)

Q. 行政と事業者だけでなく、住民も交えて原子力発電所に関する情報を共有したり、話し合ったりする場が必要？

「必要がある」 42.2%
 「少し必要がある」 30.1%

Q. あなたはその場に参加したい？

「参加したい」 21.9%
 「どちらかといえば参加したい」 38.8%